



別紙様式第2号（第3関係）

令和元年12月11日

奈良市議会議長 森田一成様

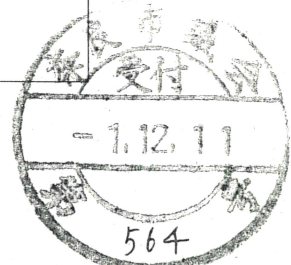
回答者 奈良市長 仲川元庸



文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく、令和元年5月8日付け奈良市議第72号の三橋和史議員の文書質問について、令和元年5月21日付け及び6月13日付けで回答いたしました。その際に「調査に概ね半年程度を要する」としておりました項目について、現在の状況を次のとおり回答します。

質問事項	市政運営について 2、管理者不明の橋について
回答内容	2、管理者不明の橋について 令和元年5月21日付け及び6月13日付けの回答票において、市では管理者不明の橋についての箇所数、位置及び各施設の安全性等を把握していないため調査を行う必要があり、その調査結果が出るまでは相当の期間（概ね半年程度）を要する旨を回答いたしました。 その後、管理者不明の橋の調査を進めてきておりますが、準備調査や管理者の存在の有無の把握等に不測の日数を要していることから最終的な調査結果が未だ得られておりません。 そのため、現在調査途中でありますが進捗状況を報告させていただきます。 なお、最終的な調査結果については改めて回答させていただきます。



(令和元年11月末時点の進捗状況)

1、市内に存する橋（私有地に存し、私人が管理すべきものを除く。）の数について

959橋です。

2、1のうち国が管理する橋の数について

41橋です。

3、1のうち県が管理する橋の数について

74橋です。

4、1のうち市が管理する橋の数について

700橋です。

5、1のうち国縣市以外の公共団体及びそれに準ずる団体が管理する橋の数について

94橋です。

6、1のうち私人（法人及び任意団体を含む。）が管理する橋の数（管理する私人を特定することができるものに限る。）について

50橋です。

7、1のうち管理者が不明である橋の数について

0橋です。

8、7に関して各施設の位置の把握状況について

市では、現在、管理者が不明である橋の位置の把握のため、市管理の準用河川・普通河川についての占用許可情報を基にその位置情報を図面等に重ね合わせて、占用許可が無い橋の抽出作業を行っております。

その後必要に応じて現地調査を行い、位置情報等のデータ化を図り、管理者が判明した場合は、許可申請を行うよう指導するための基礎資料として、また管理者が判明しない場合については、管理者不明橋としての今後の対応の基礎資料として情報管理していきたいと考えております。

9、4のうち安全であることを確認することができていない橋の数について

33橋です。

10、7のうち安全であることを確認することができない橋の数について

0橋です。

11、7に関して管理者を特定するために取り組んできた具体的な内容について（特に、平成30年度以降の具体的な取組内容について）

現在、橋の設置に係る河川等占用許可の情報をもとに管理者が不明である橋の抽出作業を行っており、必要に応じ現地調査を行っております。

その後、占用許可が無い橋を抽出し占用許可申請する必要がある対象者を特定する調査の際に、対象者が死亡されていたり法人が倒産したりして管理者が特定できない場合を管理者不明の橋として抽出を行うこととしています。

(担当部局： 建設部 土木管理課)

受理日 令和元年 12月 11 日